

1 はじめに

(1) ガイドライン策定の経緯

桑名市では、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりのために、官民一体となって、「桑名市民の生活安全の推進に関する条例（平成 16 年桑名市条例第 114 号）に基づき、犯罪のないまちづくりに取り組んでいます。

そのような中、市内でも商業施設や金融機関等においては、自主防衛の対策として防犯カメラの設置が進んでおり、その果たす役割は犯罪の抑止対策に有効な手段であると考えています。

しかし一方で、知らないうちに自分の容姿が撮影され、不安に感じている市民の方がいることも確かであります。

防犯カメラを設置する者は、市民のプライバシーに十分配慮しながら、防犯カメラの設置運用に努めなければなりません。

今回、プライバシーの保護との調和を図るとともに、防犯カメラに対する不安感を緩和するため、桑名市としましても防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを策定しました。

防犯カメラを現在、設置及び運用している、またはこれから設置及び運用する皆さんは、このガイドラインや個人情報保護法等の法令に従い、防犯カメラの適切な運用に努めて下さい。

2 ガイドラインの対象となる防犯カメラ

(1) 設置目的

犯罪の防止を目的に設置したカメラ

(ただし、施設の状況や事故防止が主であっても、犯罪の防止を含むものも対象となります。)

(2) 設置場所

道路、公園、広場、商店街、繁華街、地下街、駐車場、駐輪場、鉄道駅、バスターミナル、金融機関、複合施設、小売店（スーパーやコンビニ）、ホテル、旅館、病院、レジャー施設、映画館、駐車場の方が出入りする場所等で、不特定多数を撮影するカメラです。

※不特定多数の方の出入りを想定していない共同住宅(マンションやアパート等)の共用部分や、工場の敷地内に設置したカメラは、このガイドラインの対象にはなりません。

(3) 装置

録画装置(ビデオ、DVD、ハードディスク等)を備えたカメラ

3 防犯カメラの効果等

(1) 犯罪の抑止

犯罪を行おうとする者を『見ている』と思わせ、犯行を思いとどまらせることが出来ます。

(2) 安心感の醸成

地域住民に安心感を与え、不安感を緩和することが出来ます。

(3) 環境の整備

身近な犯罪、特に女性、子ども、高齢者を守るための環境の整備につながります。

4 防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

(1) 設置目的の設定と目的外利用の禁止

防犯カメラを設置する者は、設置目的（犯罪の防止のため）を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないようにして下さい。

(2) 撮影範囲や設置場所等

防犯カメラで撮影した映像は、取扱い如何によっては個人等のプライバシーを侵害する恐れがあることから、設置場所については最新の注意を払う必要があります。

そのため設置者は、私的な空間を不用意に撮影することなく、かつ防犯効果が発揮できる撮影範囲を定め、設置場所や設置台数を定めて下さい。

また、設置場所の中により管理者の許可が必要になる場合があります。

公道上であれば、道路を管理する自治体への許可申請、住宅地等の私的空間であれば、その所有者や居住者の同意を得ることが必要となります。

設置場所の占有者に、許可の有無は必ず確認をして下さい。

(3) 防犯カメラを設置していることの表示

防犯カメラが設置していることが、誰の目にもわかるように周知徹底することが必要です。

目につく見やすい場所に、設置者の名称や連絡先を表示して下さい。

なお、防犯カメラの設置場所等から設置者が明らかな場合は、設置者の名称や連絡先の表示を省略することが出来ます。

表示の目的は、犯罪を抑止する効果と犯罪を起こす気力をなくすことの両面を期待するとともに、盗撮行為でないことを明らかにすることも含んでいます。

※別添3の「防犯カメラの設置表示板の作成(例)」を参考として下さい。

(4) 管理責任者等の指定

防犯カメラを設置する者は、映像の管理、情報の漏えい防止のため、管理責任者を指定して下さい。

管理責任者は必要に応じ、操作取扱者を指定するとともに、その指定した者だけに機器の操作を行わせることとします。

(5) 秘密の保持

防犯カメラは、個人の容貌や姿態を大量に収集することとなります。

そのため設置者や管理責任者は、記録した映像から知り得た情報を、漏えいしたり不当に使用することのないようにして下さい。

管理責任者でなくなった場合も、同様に漏えいしたりしないで下さい。

また、映像の管理や運営に関する事務を、全部又は一部を業務委託している場合においても、情報の漏えい等のないよう、契約時にきちんと取り決める等の必要な措置を講じることとします。

(6) 撮影した映像の適正な管理

昨今の技術の進歩により、映像のデジタル化や記録媒体の小型化、大容量化が進み、記録媒体についても持ち出しが容易となり、安全対策が緊喫の課題となっています。

安全管理を徹底するため、次の事項に留意し必要な措置を講じることとします。

- ① 録画装置や記録媒体がある場所への立ち入りは、許可したもの以外立ち入り禁止とし、施錠等を確実に実施するとともに、映像を外部に持ち出せない措置を講じること。
- ② 記録した映像等を、不必要に加工しないこと。
外部へ持ち出したり、記録を転送したりしないこと。
- ③ 映像の保存期間は、設置目的を達成する範囲内で必要最小限度の期間を定めて下さい。

ただし、特に必要と認められる場合（犯罪や事故の捜査等）には、保存期間を延長することができます。

- ④ 保存期間を経過した映像等については、速やかに消去するか上書き消去して下さい。

また、記録媒体の処分については、復元できない破砕等の方法で行い、複数人で確認しながら行うようにして下さい。

- ⑤ 保存期間の延長、消去や処分等の日時、方法等を記録して下さい。

(7) 撮影した映像の閲覧や提供の制限

プライバシー保護のため、第三者への映像の閲覧、提供を禁止します。

ただし、次の場合については閲覧や提供できるものとします。

- ① 法令に基づく場合

裁判官が発する令状、刑事訴訟法第197条第2項（捜査機関からの照会）や弁護士法第23条の2第2項（弁護士からの照会）による場合。

- ② 人の生命、身体、財産に対する差し迫った危険があり、緊急を要する必要性がある場合。
- ③ 捜査機関から、犯罪捜査や行方不明者の捜索のため、至急の情報提供を求められた場合。
- ④ 捜査機関等が文書による照会が間に合わず、緊急を要し閲覧・提供を求めた場合は、相手の身分証明書の提示を求め、確実に身分を確認するとともに、閲覧・提供を行った日時、目的、理由、内容等を記録しておくとともに、後日、必ず文書照会書の提出を依頼すること。

※記録用紙は、別添3「画像データ提供記録書(例)」を参考として下さい。

(8) 苦情への対応

防犯カメラの設置、運用、管理に対する苦情や問い合わせに対しては、設置者又は管理責任者が誠実かつ迅速に対応すること。

(9) 業務の委託

設置者は、防犯カメラの設置や管理、警備業務を委託する場合は、あらかじめ設置・運用要領等に基づき、委託契約の内容を十分精査し、適正な運用を徹底すること。

(10) 設置・運用要領の作成

設置者等、それぞれの利用目的に合わせて、設置・運用要領を定めて下さい。

※別添1「設置・運用要領(例)」を参考として下さい。

(11) 保守点検

適正に作動するため、定期的な機器の点検を実施するとともに、パソコンを使用する場合は、コンピューターウイルス対策を十分行うこと。

(12) 撤去や移転

設置者は、防犯カメラの運用を廃止する場合は、責任を持ってカメラや録画装置等の機器並びに設置表示を撤去して下さい。

なお公道等に設置している際、管理者から工事等のため設置場所の移転や撤去の申し出を受けた場合は、速やかにその申し出に従って下さい。

(13) 自治会等が設置する際の注意点

防犯カメラは、購入費や設置費はもとより、運用のための維持費や管理にも相当の負担とコストがかかります。

共同で設置する場合は、特に関係者の合意を得る等、設置までに理解を得ておくことも大切です。

特に自治会で設置を検討している場合は、事前に住民に対する説明会を開催し、設置に向けた合意形成を慎重に行うことは大切です。

設置後、「こんなはずではなかった」ということのない様、宜しくお願い致します。

5 おわりに

このガイドラインは、防犯カメラの運用にあたりプライバシーの保護と調和を図るために、基本的な事項をまとめたものです。

設置者等の皆様においては、このガイドラインを参考として、利用目的に合わせて必要に応じ設置・運用要領(別添1「設置・運用要領(例)」)を定め、適正な取り扱いに努めて下さい。

別添 1 設置・運用要領(例)

1 趣旨

この要領は、個人のプライバシー保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するために、〇〇〇〇〇〇が〇〇〇施設に設置する防犯カメラの設置・運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置運用を図ることとする。

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇〇施設における犯罪防止や事故防止のために設置することとする。

3 設置場所、撮影の範囲

(1) 設置場所及び台数

別紙配置図のとおり、〇〇〇施設に〇台の防犯カメラを設置する。

(配置図には、カメラの設置箇所、撮影方向を表示する。「配置図(例)を参照」)

(2) 撮影の範囲

プライバシーに配慮した、必要最低限度の撮影範囲を設定する。

4 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の入口等の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。

表示板には、設置者名を記載することとする。

(施設の名称から設置者名が明らかな場合は、表示しないことができます。)

5 管理責任者の責任と表示

(1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置く。

(2) 管理責任者は、〇〇〇〇とする。

(3) 管理責任者は、防犯カメラの操作のため、操作取扱者を置くこととする。

(4) 操作取扱者は、〇〇〇〇とする。(管理責任者が指定した者とする。)

(ただし、(3)・(4)は管理責任者が、自ら防犯カメラを取扱う場合は不要です。)

6 映像の第三者への提供制限

(1) 記録した映像は、設置目的以外の目的のために利用しないこととする。

また、次の場合を除き第三者に提供しないものとする。

① 法令に基づく場合。

② 人の生命、身体及び財産の安全確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合。

③ 捜査機関等から、犯罪や事件事故の捜査のため協力を求められ、必要があると思われる場合。

(2) 映像の提供にあたっては、提供者に対し身分証明書等の提出を求め、身元の確認を確実にを行うとともに必要性を検討する。

映像等の情報を提供した場合は、提供日時、提供先、提供理由、どのような映像提供かを記録化する。

7 映像の厳重管理

(1) 保管場所

録画装置の保管場所は、〇〇〇とし、管理責任者が施錠を確実にを行い、適正な管理を行うこと。

(2) 立ち入り制限

保管場所については、管理責任者や操作取扱者以外の管理責任者が許可したもの以外は立ち入り出来ない。

(3) 保存期間

保存期間は、〇〇日間とする。

ただし、管理責任者が特に必要であると認めた場合には、保存期間を延長することが出来る。

(4) 映像の消去

保存期間が経過した画像については上書き等により、速やかに、且つ確実な消去を実施すること。

また、記録媒体の処分については、管理責任者を含め複数人で実施し、完全に消去や廃棄されたことを確認するとともに、処分を実施した日時や方法等について記録化すること。

(5) 映像の複製の禁止

記録した映像を、不必要に加工したり複製したりしないこと。

8 苦情の処理

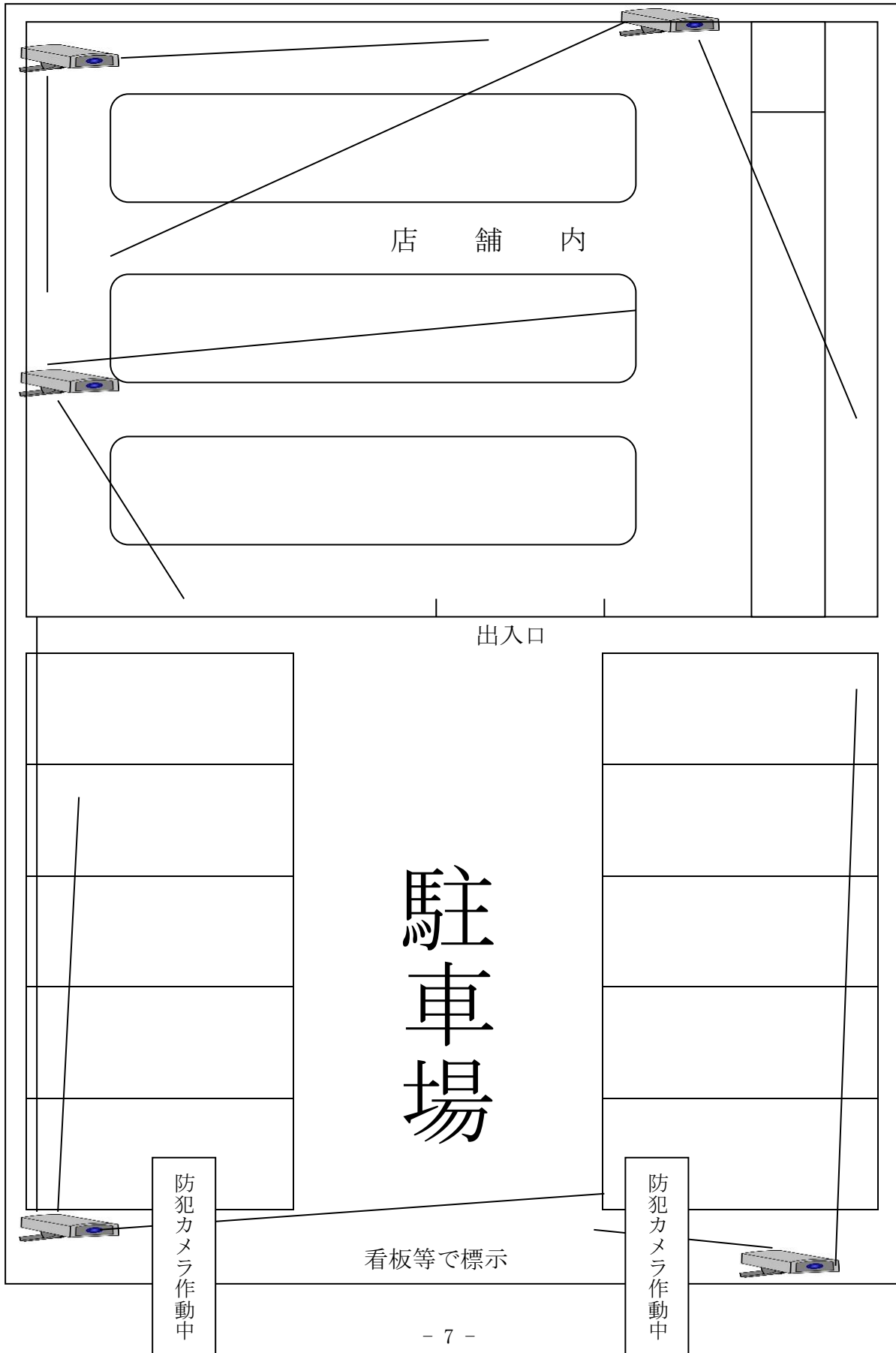
設置者又は管理責任者は、防犯カメラの設置や運用に対する苦情や問い合わせを受けた場合には、誠実且つ、迅速、真摯に対応すること。

9 秘密の保持

設置者又は管理責任者は、撮影した映像について、滅失、き損の防止を行うことはもとより、その知り得た情報を漏らしてはならない。

また、操作責任者やその取扱いを委託する事業者にあっても、秘密の保持に努めるよう適切に監督しなければならない。

別添2 配置図(例)



別添3 防犯カメラの設置表示板の作成（例）

設置者 ○ ○ ○ ○	防 犯 カ メ ラ 作 動 中
連絡先 ○ ○ ○ ○ ○	

映像データ提供記録書（例）

画像データ提供日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分
提供先	所属機関
	職名・氏名
	連絡先
提供画像内容	
提供方法	<input type="checkbox"/> 閲覧のみ、 <input type="checkbox"/> 記録媒体複製（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
提供の理由	
提供理由	
身分確認方法	
その他	
取扱担当者氏名 ㊞	